

「自筆証書遺言書」 保管制度説明会を 開催します

『相続』って難しそう。でも、あなたにも関係があるんです。

遺言がなければ、あなたの財産を「思ったとおり」に分けられません。何の準備もしないと、ご家族にトラブルが起こる可能性だってあります。今から、準備を始めてみませんか。

法務局ではあなたの「自筆証書遺言書」（自分で書いた遺言書）を保管する業務を行っています。

相続や遺言のことについて興味がある、分からないことがある、不安という方、ぜひ、ご参加ください（注）。

●開催日：**令和 9 年 1 月 2 6 日（火）**

●時 間：**午後 2 時から午後 4 時まで**

●場 所：**鹿児島地方法務局 4 階会議室**

鹿児島市山下町 1 3 - 1 0

鹿児島地方第三合同庁舎

●予 約：**必要（電話でお受けします）**

☎ **0 9 9 - 2 1 9 - 2 1 0 6**

●参加料：**無料**

（注）遺言書の個別の内容に関するご相談
には応じることができません。
あらかじめご承知おきください。

●問合せ先

鹿児島地方法務局供託課

0 9 9 - 2 1 9 - 2 1 0 6

定員 5 0 名
（先着順）

